

～保育の知識・経験を活かすチャンス！～

保育士就職準備金をお貸しします！

1. 事業の目的

この事業は、保育士資格を有する者であり保育士として勤務していない者を対象に、山梨県内（以下「県内」という）の保育所等において再就職するための準備に必要な費用を貸し付け、保育人材の確保、就業促進を図ること目的とするものです。

2. 貸付の対象者（次のすべてを満たす者）

- (1) 保育士登録後1年以上経過した者又は保育士登録が行われてからの期間が1年未満の者のうち、養成施設の卒業若しくは保育士試験合格後1年以上経過した者
- (2) 次の施設又は事業を離職後1年以上経過した又は当該施設又は事業に勤務経験のない者
 - ① 保育所、幼保連携型認定こども園
 - ② 家庭的保育事業
 - ③ 小規模保育事業
 - ④ 事業所内保育事業
 - ⑤ 幼稚園
- (3) 県内の保育所等に新たに勤務する者
- (4) 保育士として週20時間以上の勤務を要すること

3. 貸付額等

- (1) 貸付額 20万円以内(1人当たり1回限り)

【就職準備金の使いみち（例）】

- ① 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ② 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料
- ③ 保育所等で使用する被服費
- ④ 保育所等への勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- ⑤ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費
- ⑥ 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用
- ⑦ 子どもの預け先を探す際の活動費用 等

- (2) 利子等 無利子

ただし、返還することになった場合、債務の返還期限を過ぎた場合は年5%の延滞利子を徴収します。

4. 返還の免除

県内の保育所等において児童の保護等に従事し、**2年間**引き続きその業務に従事した場合は、返還が**全額免除**されます。

ただし、未就労、他産業への転就職、自己都合等で退職した場合は、貸付金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

5. 貸付の申請手続

貸付を希望する方は、「8. 申請先・問い合わせ先」に事前に連絡の上、申請手続を行ってください。

※申請には「連帯保証人」が必要となります。連帯保証人は、県内に居住し独立の生計を営む方で、返還債務を負担することができる方に限ります。

なお、申請者が未成年である時は、連帯保証人は、法定代理人（親権者等）でなければなりません。

※申請様式は、山梨県社会福祉協議会ホームページよりダウンロードができます。

山梨県社会福祉協議会ホームページ <http://www.y-fukushi.or.jp/>
働く・学ぶ → 各種資金の貸付 保育士就職準備金貸付事業 → 就職準備金貸付申請様式

6. 貸付の決定

申請書類を審査し、貸付の決定または不承認について申請者あてに通知します。貸付が決定した方には、貸付に伴う関係書類（貸付契約書等）を提出していただきます。

7. 貸付金の交付

貸付決定後、貸付に伴う関係書類（貸付契約書等）、振込口座届が山梨県社会福祉協議会に提出された後、指定口座に振り込みます。

8. 申請先・問い合わせ先

〒400-0005

山梨県甲府市北新1丁目2-12（山梨県福祉プラザ4階）

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 福祉人材研修課

※9:00～17:00 土日・祝日・年末年始を除く

電話 055-254-8654

FAX 055-254-8614